

## 神奈川県視能訓練士養成所指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県を所在地とする視能訓練士養成所（以下「養成所」という。）について、視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下「令」という。）及び視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

### (設置計画書等の提出)

第2条 養成所について、神奈川県知事（以下「知事」という。）の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（様式1）（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書（様式3））に関係書類を整え添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 趣意書
- (2) 設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (3) 養成所の名称
- (4) 位置
- (5) 設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- (6) 入所予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- (7) 長の氏名及び履歴
- (8) 収支予算及び向こう2年間の財政計画

### (一般的事項)

第3条 一般的事項として次の事項を定める。

- (1) 令第11条の指定の申請（様式2）は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (2) 令第12条第1項の変更の承認申請（様式4又は様式5）は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに、知事に関係書類を整え添付して提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。

- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

(学生に関する事項)

第4条 学生に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

(教員に関する事項)

第5条 教員に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- (3) 専任教員である医師は、視能訓練につき少なくとも5年程度の経験を有する者であること。

(授業に関する事項)

第6条 授業に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 指定規則別表第1及び別表第2に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (3) 臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。
- (4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考第2号及び別表第2の備考第2号に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業は行わないこと。ただし、別表1の教育内容（社会の理解）に掲げる事項についてはその限りでないこと。

#### （施設設備に関する事項）

第7条 施設設備に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (2) 実習室として次の実習ができるものを有し、その広さは、学則に定める入学定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。ただし、視能訓練のための実習及び眼科実習を行う実習室については、構造設備が兼用できる場合に限り、相互に兼用しても差し支えないものであること。
- (3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (4) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。
- (5) 教育上必要な専門図書は1000冊（ただし、視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第14条第2号の養成所にあつては500冊）以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

#### （臨地実習に関する事項）

第8条 臨地実習に関する事項として次の事項を定める。

- (1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であつて厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨地実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましいこと。
- (3) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。
- (4) 保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで、実習の機会を設けることが望ましいこと。

#### （その他）

第9条 その他として次の事項を定める。

- (1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金そ

の他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 令第12条第2項の届出(様式6)及び第13条第1項の報告は確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、令第13条第1項の報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

(3) 指定規則第3条第3項の承諾書は、申請に係る養成所が実習施設である病院に附設されている場合においては、添付を省略しても差し支えないものであること。

(広告及び学生の募集行為に関する事項)

第10条 広告及び学生の募集行為に関する事項として次の事項を定める。

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中(指定申請書提出後にあつては指定申請中)であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 ただし、この要綱は平成27年3月31日以前に養成所の指定を受けた養成所にも適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行し、法第14条第1号は令和6年4月1日から、法第14条第2号は令和8年4月1日から適用する。

別表 1

## 教育内容と教育目標

教育内容		単位数		教育目標
		法第 14 条 第 1 号	法第 14 条 第 2 号	
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4		科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。
	人間と生活			
	社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、生命現象を総合的に理解するための能力を養う。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	6	健康、疾病及び障害について、予防、発症、治療、回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、職業倫理を理解し、感染症対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。
	視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を理解する能力を養う。
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	7	5	保健医療福祉の推進のために、社会保障制度を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び多職種連携について学習する。併せて、特別支援教育等を含む地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養う。
	小計	3 2	2 3	
専門分野	基礎視能矯正学	1 2	1 2	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論を理解する。また、適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。
	視能検査学	1 1	1 1	多様化した視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。
	視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
	視能訓練学	1 0	1 0	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から必要な知識と技術を習得する。また、視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。

臨地実習	16	13	基本的な視能矯正の実践技術の能力を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。また、外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。併せて、臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果を確認し、視能訓練士としての基礎的な実践能力を身につける。
小計	55	52	
合計	101	75	

## 別表 2

## 教育上必要な機械器具、標本及び模型

## ○機械器具

品目	数量
心理検査用具 心理検査用具 3種以上	各1
視力測定装置 遠用 3種以上 近用 3種以上 乳幼児用 3種	10 各2 各1
視野測定装置 動的量的視野計 静的量的視野計 中心視野計、中心暗点計 2種	10人で1 15人で1 各2
色覚検査機器 色覚検査表 3種以上 アノマロスコープ 色相配列検査 2種以上	各1 1 各1
前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置 倒像鏡 直像鏡 集光レンズ(14D、20D等) *角膜形状解析装置一式 オフサルモメーター プラチドー *角膜内皮細胞測定装置 細隙灯頭微鏡(記録装置付を含む。) 眼底撮影装置 三次元眼底解析装置 外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等) 眼球突出計	1 10人で1 1 1 1 1 1 2 10人で1 1 1 10人で1
検眼機器 検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。) (架台式又は携帯式) 遠近用レンズセット レンズメーター 瞳孔距離計	6人で1 3 6人で1 1
他覚的屈折検査機器一式 レフラクトメーター レチノスコープ(ストリーク又はスポット) 模型眼 板付きレンズ	8人で1 4人で1 4人で1 5
*光学式眼軸長測定装置	1
眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上)	10人で1

コンタクトレンズ検査用機器 コンタクトレンズトリアルセット(ハード及びソフトを含む。) ブラックライト	2 1
調節検査機器 (近点計を含む2種)	3
暗順応に関する検査機器	1
両眼視機能検査機器 大型弱視鏡	8人で1
斜視角測定機器 マドックス正切スカラ(5メートル用) 角プリズム、プリズムバー 膜プリズムトリアルセット ローレンス斜視計	1 各2人で1 2 1
眼球運動(複像)測定装置 ヘス赤緑試験	1
立体視検査機器 遠見ステレオテスト 近見ステレオテスト 4種以上 三柱深径覚計(三杆法)	1 4人で1 1
網膜対応検査機器 残像検査装置 ウォース4灯計、ベレンス3色灯 バゴリーニレンズ バゴリーニレッドフィルターラダー 不等像検査機器	2 各1 5人で1 1 2
視能矯正・訓練治療機器 コーディネートル カイロスコープ 立体鏡	2 3 3
斜視手術器具一式(供覧用)	1
視覚障害者用機器 視覚障害者用シミュレーションレンズ 視覚障害者用補助具 弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型) 拡大装置(タブレット端末を含む。) 遮光眼鏡一式 生活用具一式	1 各2組 1 1 1
電気生理検査機器 ERG測定装置 眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置 VEP測定装置 超音波診断装置(A/Bモード)	1 1 1 1
光学実験装置	1
中心感度測定装置 中心フリッカー値測定機器 コントラスト感度測定機器	1 1

バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各 1
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1
消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

備考 \*を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

○標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型 2種以上	各 1
頭骨模型	5人で1

様式 1

番 号  
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

視能訓練士養成所の設置計画書について

標記について、視能訓練士法第 14 条第 1 項に規定する視能訓練士養成所の設置を計画したので、関係書類を添えて設置計画書を提出いたします。

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

視能訓練士養成所の指定申請書について

標記について、視能訓練士法施行令第 11 条の規定に基づき、養成所の指定について関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 名称
- 4 位置
- 5 設置年月日
- 6 学則
- 7 長の氏名及び履歴
- 8 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 9 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 10 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 11 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。）、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書
- 12 実習施設における最近 1 年間の両眼視機能の回復のための矯正訓練又はこれに必要な検査を受けた患者延数及び斜視手術取扱数（施設別に記載すること。）
- 13 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画

様式1・2共通 視能訓練士養成所設置計画書・指定申請書

1 名称						4 連絡者				
2 位置						氏名				
3 設置者	法人名					役職名				
	所在地					TEL				
						FAX				
5 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始									
6 種類等	視能訓練士養成所				法第14条第1号 年課程			1 学年定員 名		
					法第14条第2号 年課程			(昼・夜)		
7 教員	免許の種類等	氏名	年齢	担予科目	担当目	免許番号等	免許取得年月等	本人の承諾書	所属長の承諾書	専任の別
								有・無	有・無	
								有・無	有・無	
								有・無	有・無	
8 建物	土地面積	m <sup>2</sup>			建物面積	m <sup>2</sup>				
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )				
9 臨地実習施設	実習施設の名	所在地	病床数	実習指導者数	受入人数					
10 整備に関する経費	区分	整備方法				金額				
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他				千円				
	建物	設置者所有・新築・買収・その他				千円				
	設備					千円				
	合計					千円				
11 資金計画	区分	金額				金額				
	自己資金					千円				
	借入金					千円				
	その他(具体的に )					千円				
	合計					千円				

(記入上の注意) 「8 建物」の各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

「9 臨地実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。

教員（専任・兼任）に関する調書

		養成所名			
氏名			現住所		
性別	男・女				
生年月日	年 月 日 ( 歳)		職種		
免許登録番号	第 号		免許登録年月日	年 月 日	
所属施設名			所在地		
卒業学校・養成所名	年 月 卒		専攻		
	年 月 卒		専攻		
職歴	年	月		年	月
教育歴					
研究発表又は論文					
担当予定科目					
本人承諾書	有 ・ 無		所属長承諾書	有 ・ 無	

(記入上の注意)

- 1 専任・兼任のいずれかに○を付けること。
- 2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。

(添付書類)

免許証の写しを添付すること。



## 実 習 施 設 承 諾 書

当施設が、視能訓練士学校養成所指定規則に規定する臨地実習施設として、下記により臨地実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名

施設所在地

開設者氏名

(養成所代表者) 殿

記

実習受入1回当たりの受入人数

人

実習受入1回当たりの時間数

時間

年間受入回数

回

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

(添付書類)

- 1 実習指導者の履歴書
- 2 免許証の写し
- 3 「視能訓練士臨地実習指導者講習会」の受講修了証の写し (保有している場合)

## 実 習 施 設 に 関 す る 調 書

実 習 施 設 名				
病 床 数 (又は入所定員)				
実習生受入状況 ( 年度)	養 成 所 名	年間受入延人数 ( 実 数 )		
		( )		
		( )		
		( )		
		期 間	人数又は件数	
最近 1 年間の両眼視機能の回復のための矯正訓練 又はこれに必要な検査を受けた患者延数			人	
最近 1 年間の斜視手術取扱数			件	
当該施設の実習用設備	品 目	保有の有無		数量
ア. 要綱に定める 機械器具	角膜形状解析装置一式	有	無	
	角膜内皮細胞測定装置	有	無	
	光学式眼軸長測定装置	有	無	
イ. その他				

(記入上の注意)

「実習生受入状況」は、申請時の前年度の実績を記入すること。

## 添付書類

### 1 設置者に関する書類

#### (1) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が視能訓練士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

#### (2) 設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

### 2 建物に関する書類

設計図（平面図の略図でよい）

### 3 整備に関する書類

(1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

### 4 資金計画に関する書類

#### (1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

#### (2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等があればその書類の写

#### (3) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

### 5 教育環境に関する書類

周辺の略図

様式3

番 号  
年 月 日

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

視能訓練士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更計画書について

標記について、視能訓練士法第14条第1項に規定する視能訓練士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更を計画したので、関係書類を添えて計画書を提出します。

神奈川県知事 様

設置者住所

設置者名

代表者名

視能訓練士養成所の学則（学生の定員の増加）の変更承認申請書について

標記について、視能訓練士法施行令第12条第1項の規定に基づき、学則（学生の定員の増加）の変更について、関係書類を添えて申請します。

- 1 趣意書
- 2 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）
- 3 学則の新旧対照表
- 4 新学則（案）全文
- 5 その他変更事項を確認できる書類  
（省略）

※ 定員の増加に伴い、校舎各室の用途・面積の変更や実習施設の変更が生じる場合は、別途、承認の申請が必要です。

1 名称								4 連絡者				
2 所在地								氏名				
3 設置者	法人名						役職名					
	所在地						TEL					
							FAX					
5 変更時期	年 月 授業開始											
6 種類等	視能訓練士養成所 法第14条第 号 (昼・夜) 年課程				変更前員 定 員	変更後員 定 員	変 更 内 容					
							学級定員の増、その他 ( )					
7 教 員	現在の 教員	免許の 種類等	氏 名	年 齢	担 予 科	当 定 目	免 許 番 号 等	免 許 取 得 年 月 等	/		専 任 兼 任 の 別	
	新たに 採用す る教員	免許の 種類等	氏 名	年 齢	担 予 科	当 定 目	免 許 番 号 等	免 許 取 得 年 月 等	本人の 承諾書	所属長 の 承諾書	専 任 兼 任 の 別	
									有・無	有・無		
									有・無	有・無		
								有・無	有・無			
8 建 物	土地面積	m <sup>2</sup>				建物面積	m <sup>2</sup>					
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )				
9 臨地実習 施設	既に承認を 受けている 実習施設数		実 習 指 導 者 数	/								
	新たな実習 施設の名称	所 在 地	病床数								実習指 導者数	受入数

(記入上の注意)

- 1 建物を増築する場合は、「8 建物」の欄に ( ) 書きで別掲すること。  
各室の面積は内測有効面積を記入のこと。
- 2 「9 臨地実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

## 添付書類

- 1 変更理由書
- 2 過去3年間の受験者数及び入学者数
- 3 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調書（様式1の「教員（専任・兼任）に関する調書」に準ずる）及び承諾書（様式1の「承諾書」）
- 4 臨地実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書（様式1の「実習施設承諾書」）及び実習施設に関する調書（様式1の「実習施設に関する調書」）
- 5 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

視能訓練士養成所の〇〇の変更承認申請書

標記について、視能訓練士法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、〇〇の変更について、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定施設名

2 変更事項

(1) 学則の変更

ア 修業年限	変更前	→	変更後
イ 教育課程	変更前	→	変更後
ウ 入所定員	変更前	→	変更後

(注：定員の増加は計画書の提出が必要です。)

(2) 校舎の各室の用途及び面積の変更

変更前	→	変更後
-----	---	-----

(3) 臨床実習施設の変更

変更前	→	変更後
-----	---	-----

3 変更年月日 年 月 日

4 適用年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更理由書

(2) 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）

(3) その他変更事項を確認できる書類

(省略)

神奈川県知事 様

設置者住所  
設置者名  
代表者名

視能訓練士養成所の〇〇の変更届出書

標記について、視能訓練士法施行令第 12 条第 2 項の規定に基づき、〇〇の変更について、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 指定施設名

2 変更事項

(1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

変更前 → 変更後

(2) 名称

変更前 → 変更後

(3) 位置

変更前 → 変更後

（注：養成所の移転は承認の申請が必要です。）

(4) 学則

変更前 → 変更後

（注：修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項は承認の申請が必要です。）

3 変更年月日 年 月 日

4 適用年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更理由書

(2) 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）

(3) 新旧対照表

(4) 新学則（案）全文

(5) その他変更事項を確認できる書類

## 学則新旧対照表

指定施設名	
新	旧

(作成上の注意)

学則の変更の場合は、変更部分条項のみを記入し、変更部分については下線を附すこと。

校舎各室の用途及び面積新旧対照表

指定施設名

階別	室名	基準面積	新面積	旧面積	備考
階		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(作成上の注意)

各室の面積は内測有効面積を記入のこと。

臨床実習施設の新旧対照表

指定施設名	
新施設	旧施設
計	計

(作成上の注意)

新・旧全実習施設名及び施設数合計を記入し、変更部分については下線を附すこと。